

事業主 殿

神戸西労働基準協会

令和 8 年度 粉じん作業特別教育の開催ご案内

「粉じん障害防止規則」に基づき、屋内で定置式グラインダーや切断機で金属を研磨・切断する作業は、労働安全衛生法第 59 条、労働安全衛生規則第 36 条により、特別教育の実施が定められています。つきましては、下記のとおり特別教育を開催いたしますので、受講されるようご案内致します。

記

講 習 日 時	第 1 回 (4 月)	第 2 回 (10 月)	第 3 回 (12 月)
9 : 00 ~ (受付) 9 : 50 ~ 15 : 40 (含む説明)	16 日 (木)	14 日 (水)	8 日 (火)
会 場	神戸西労働基準協会	神戸西労働基準協会	神戸西労働基準協会

1. 受講料 1 名につき **8,030 円** (非会員 **10,230 円**) 消費税テキスト代含む
一旦納入された受講料は返還致しません。

2. 定 員 50 名 (定員になり次第締め切ります。)
教育カリキュラム

時 間	科 目
09:50~10:00	講習内容説明等
10:00~11:00	粉じんに係る疾病及び健康管理 (1 時間)
11:10~12:10	粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法 (1 時間)
12:10~13:00	昼食
13:00~14:00	作業場の管理 (1 時間)
14:05~15:05	関係法令 (1 時間)
15:10~15:40	呼吸用保護具の使用の方法 (30 分)



3. その他 (注意事項)

- (1) 受講当日の遅刻又は早退者は欠席扱いとします。(時間厳守)
- (2) 会場には駐車・駐輪場がないため公共交通機関をご利用願います。
- (3) 受講者は受講票を受付に提出して下さい。
- (4) 受講者は、筆記用具を必ず持参して下さい。
- (5) 全科目受講された受講者には修了証を交付しますので、当日は本人印をご持参下さい。
- (6) 個人情報、当協会が責任を持って管理し、この講習に関する事務以外は使用致しません。
- (7) 本講習会のお問い合わせは、神戸西労働基準協会 (電話 078-577-5639) までお願いします。